令和　　年　　月　　日

解体業・破砕業　事前計画書

東　京　都　知　事　　殿

※申請者※

郵便番号

住　　所

氏名・名称

代表者氏名

電話番号

FAX番号

|  |  |
| --- | --- |
| 業の区分 | 解体業　　　　破砕業（プレス、せん断、破砕） |
| 申請の区分 | 新規許可　　　　更新許可　　　　変更許可  変更届 |
| 事業所等の所在地  　※ | （事業所の所在地） |
| （事業所以外での保管場所の所在地） |
| 所在地の用途地域 |  |
| 引取る使用済自動車等 | （解体業）：使用済自動車　　　解体自動車  （破砕業）：解体自動車　　　　その他（　　　　　　　） |
| 担当者 |  |

※　施設が複数の所在地に存在する場合、所在地ごとに事前計画書を作成してください。

共通様式１

**■ 事業概要等**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業概要 |  | |
| 主な引取先   * 主要な事業者の名称、所在地をご記入ください。 | (名　称) | |
| (所在地) | |
| (名　称) | |
| (所在地) | |
| 主な引渡し先   * 主要な事業者の名称、所在地をご記入ください。 | (名　称) | |
| (所在地) | |
| (名　称) | |
| (所在地) | |
| 名称  廃棄物の種類と処分先  (廃棄物の種類例)  ◇　解体業  鉛蓄電池,タイヤ,  廃油,廃液,蛍光管,廃車ガラ, 廃部品等  （  ◇ 破砕業  解体自動車（全部利用者引渡し）、ｼｭﾚｯﾀﾞｰﾀﾞｽﾄ 等 | 廃棄物の種類 | 名　称 |
| 所在地 |
|  | （名　称） |
| （所在地） |
|  | （名　称） |
| （所在地） |
|  | （名　称） |
| （所在地） |
|  | （名　称） |
| （所在地） |
|  |  |
|  |

備考：本紙に記載しきれない場合は、別紙に記載してください。

共通様式２

**■ 事業所位置（施設の案内図・用途地域に関する図面）**

|  |
| --- |
| 【**施設の案内図・用途地域図**】 |

共通様式３

**■ 事業所周辺図**

【施設の周辺図】

共通様式４

■ 処理フロー

共通様式５

**■ 施設配置（事業所内施設配置図）**

※　施設周囲の囲いを赤、排水系統を水色、建屋の屋根の周囲を黄色等で着色してください。

共通様式６

**■ 公害等の防止に関する説明書**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 公害等の発生するおそれのある場所及び作業 | | 対策概要 |
| 場所 | 作業概要 |
| 粉じん |  |  |  |
| 悪臭 |  |  |  |
| 振動 |  |  |  |
| 騒音 |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

備考：・公害等の発生防止対策を講じている場合、その場所、対策概要等を記載して下さい。

・図面、写真等を添付してください。

* 本紙に記載しきれない場合は、別紙に記載してください。

添付書類

標準作業書の記載事項　※

|  |  |
| --- | --- |
| （１）解体自動車の保管の方法 |  |
| （２）解体自動車の破砕前処理の方法  （圧縮・せん断を行う場合に記入） |  |
| （３）解体自動車の破砕の方法  （破砕を行う場合に記入） |  |
| （４）排水処理施設の管理の方　法  （排水処理施設を設置する場合に記入） |  |
| （５）解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法 |  |
| （６）解体自動車の運搬の方法 |  |
| （７）解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法 |  |
| （８）破砕業の用に供する施設の保守点検の方法 |  |
| （９）火災予防上の措置 |  |

※　標準作業書が既に作成されている場合は、この書類の代わりに、その全文の写しを添付することが出来ます。

添付書類

関係法令についての書類

次に掲げる部署の受理印の入った申請書等の写し（手続が不要であった場合、又は手続が完了していない場合は、担当部署・担当者・協議経過を説明する議事録）を添付してください。

１　東京都環境確保条例に関する書類

　・施設を建設する場所を所管する、区・市の環境担当部署

２　都市計画法、建築基準法に関する書類

　・東京都都市整備局、区・市の建築担当部署

３　消防法に関する書類

　・施設を建設する場所を所管する消防署

４　排水設備工事の計画に関する書類

　・施設を建設する場所を所管する東京都下水道局管理事務所

５　その他事業実施に必要となる法令に係る手続に関する書類

本法の手続を終えただけでは、施設の建設や事業の営業は出来ません。

施設の建設・事業の営業にあたっては、関係する他法令の許認可に係る手続を必ず行ってください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ■　施設の許可基準への対応状況(破砕業)　　一覧表 | | | | | | | | | 様式－破０① | | | |
| 施設の区別 | | | | | 有無 | | 所在地 | | 用途地域 | | 敷地面積 | |
| 事業所 | | 破砕施設 | | | 有・無 | |  | |  | |  | |
| 破砕前処理 | | | 有・無 | |
| 保管場所等 | | | 有・無 | |
| 事業所以外の保管場所等 | | | | | 有・無 | |  | |  | |  | |
|  | | | | | | | | | | | | |
| 施設の種類 | 施設の  有無 | | 設備の要件 | | | 設備 | | 仕様 | | 変更の有無 | | 詳細 |
| 保管場所 （解体自動車圧縮 前 ） |  | | ｲ | 囲い | | □ネットフェンス　□鋼板　□ブロック塀 □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | 高さ　　　　　ｍ 施錠　　可・不可 | |  | | 様式１ |
| 範囲の明示 | | □カラーコーンの設置　□ラインの敷設 □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | 面積・保管高さ （　　　㎡　　　ｍ） | |  | | 様式－破１ |
| 保管場所 （解体自動車圧縮　後 ） |  | | ｲ | 囲い | | □ネットフェンス　□鋼板　□ブロック塀 □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | 高さ　　　　ｍ 施錠　可・不可 | |  | | 様式－破１ |
| 範囲の明示 | | □カラーコーンの設置　□ラインの敷設 □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | 面積・保管高さ （　　　㎡　　　ｍ） | |  | | 様式－破１ |
| 破砕前処理施設 |  | | ﾛ | 飛散、流出、騒音、振動対策 | | □屋根、壁  □床面の鉄筋コンクリート  □防振装置（必要に応じ）  □防音壁（必要に応じ）  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） | |  | |  | | 様式－破２ |
| 破砕施設 |  | | ﾊ  (1) | 廃棄物処理法15条許可 | | □許可対象 | | 許可番号、許可日 （　　　　　　　　　　　） | |  | | 様式－破３ |
| □許可対象外：処理能力（　　　　t/日） | |
| ﾊ  (2) | 飛散、流出、騒音、振動対策 | | □屋根、壁 □床面の鉄筋コンクリート □大型基礎、防振装置（必要に応じ） □防音壁（必要に応じ） □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） | |  | |  | | 様式－破３ |
| 保管施設 （自動車破砕残さ） |  | | ﾆ | 容量 | | 十分な容量を有する施設  （面積：　　　　　、保管高さ　　　　　） | | 発生量：　　　ｔ／日 搬出頻度：　　日に１度  保管容量　　　ｔ | |  | | 様式－破４ |
| ﾆ  (1) | 床面 | | □鉄筋コンクリート □無筋コンクリート　+　鉄板 □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | ｺﾝｸﾘｰﾄ厚　　　cm 鉄板厚　　　cm | |  | | 様式－破４① |
| ﾆ  (2) | 排水処理施設 | | □排水処理施設（汚水が出る場合） □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | 処理性能  能力　　　m3/時  COD　　　mg/l  SS　　　　 mg/l | |  | | 様式－破４① |
| ﾆ  (3) | 屋根・覆い等 | | □屋根　□覆い □排水処理施設（屋根がない場合） 　・当該場所からの雨水を対象 　・事業所全体からの雨水を対象 | | 屋根・覆い（　　　　）  排水処理施設 能力　　　　　　m3/時  COD　　　　　　mg/l  SS　　　　　　　 mg/l  貯留量　　　　　m3 | |  | | 様式－破４② |
| ﾆ  (4) | 側壁 | | □構造耐力上安全な側壁 □自立コンテナ □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） | | 側壁 　（　　　　　　　） | |  | | 様式－破４② |
| ※　該当する施設が複数ある場合、欄を増やして全ての施設について記入してください。なお、施設が複数の敷地にまたがっている場合、敷地ごとに事前計画を作成してください。  ※　施設の有無の欄は、該当する施設がある場合に「有」を、ない場合に「無」を記入してください。「有」の場合のみ記入して下さい。  ※　変更の有無の欄は、更新許可において前回（5年前）の許可以降に施設に変更がある場合に「変更あり」を、変更がない場合は「変更無」を記入してください。「変更無」の場合、詳細の様式を省略することができます。  ※　対応、仕様の欄は、該当する対応内容に■印を付け、仕様を記入してください。 | | | | | | | | | | | | |

様式－破０②

■ 施設の写真撮影箇所

施設の配置図に、矢印で写真撮影箇所を示して下さい。

Ａ～Ｄ：施設周辺の写真。

Ａ：正面全景、Ｂ～Ｄ：施設周囲

　①～　：施設内の設備の写真

更新許可等の場合で、既に施設が完成している場合は、各設備の写真を撮影してください（①看板（許可標識）、②出入口、様式－破０で「施設の有無」の欄で「あり」とした施設について撮影してください。③、④、⑤・・・保管場所、作業場、排水施設・・・など）。

様式－破０③

■ 施設の写真

写真Ａ：正面全景

|  |
| --- |
|  |

写真Ｂ：施設周辺

|  |
| --- |
|  |

様式－破０④

■ 施設の写真

写真Ｃ：周辺写真

|  |
| --- |
|  |

写真Ｄ：施設周辺

|  |
| --- |
|  |

様式－破０⑤

■ 施設の写真

写真①：許可標識

|  |
| --- |
|  |

写真②：出入り口

|  |
| --- |
|  |

様式－破０⑥

■ 施設の写真

次頁以下、③～　施設内の設備について撮影し、添付してください。

|  |
| --- |
|  |

写真④：

|  |
| --- |
|  |

様式－破１

**■ 施設許可基準への対応状況（破砕業）**

保管施設（解体自動車）

|  |  |
| --- | --- |
| 許可基準  （規則第62条第1号のイ関係）  〔概要〕 | みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いがその周囲に設けられ、かつ、範囲が明確な解体自動車を保管する場所を有すること |
| 具体的対策 |  |
| 適否（＊） |  |

備考：・写真、図面等を添付してください。

・本紙に記載しきれない場合は、別紙に記載してください。

＊：適否欄は東京都にて記入しますので、提出時の記入は不要です。

様式－破２­

**■ 施設許可基準への対応状況（破砕業）**

破　砕　前　処　理　施　設

|  |  |
| --- | --- |
| 許可基準  （規則第62条第1号のロ関係）  〔概要〕 | 解体自動車の破砕前処理を行う場合には、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置を講じられた施設を有すること。 |
| 具体的対策 |  |
| 適否（＊） |  |

備考：・写真、図面等を添付してください。

・本紙に記載しきれない場合は、別紙に記載してください。

＊：適否欄は東京都にて記入しますので、提出時の記入は不要です。

様式－破３

**■ 施設許可基準への対応状況（破砕業）**

破　砕　施　設

|  |  |
| --- | --- |
| 許可基準  （規則第62条第1号のハ関係）  〔概要〕 | 解体自動車の破砕を行う場合、次のとおりであること。  (1)解体自動車の破砕を行うための施設が産業廃棄物処理施設（廃棄物処理法第15条第1項）である場合は、廃棄物処理法の許可を受けている施設であること。  (2) 解体自動車の破砕を行うための施設が産業廃棄物処理施設（廃棄物処理法第15条第1項）以外の施設の場合は、廃棄物が飛散し、流出し、並びに騒音及び振動によって生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置が講じられた施設であること。 |
| 具体的対策 |  |
| 適否（＊） |  |

備考：・写真、図面等を添付してください。

・本紙に記載しきれない場合は、別紙に記載してください。

＊：適否欄は東京都にて記入しますので、提出時の記入は不要です。

様式－破４①

**■ 施設許可基準への対応状況（破砕業）**

自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）の保管施設　(１／２)

|  |  |
| --- | --- |
| 許可基準  （規則第62条第1号のニ関係）  〔概要〕 | 自動車破砕残さを保管するための十分な容量を有する施設であって、次に掲げる要件を満たすものを有すること。   1. 汚水の地下浸透を防止するため、床面を鉄筋コンクリ－トで築造することその他これと同等以上の効果を有する措置が講じられていること。   (2)　自動車破砕残さの保管に伴い汚水が生じ、当該汚水が事業所から流出するおそれがある場合、当該汚水による公共の水域、地下水の汚染を防止するために十分な処理能力を有する排水処理施設及び排水溝が設けられていること。 |
| 具体的対策 |  |
| 適否（＊） |  |

備考：・写真、図面等を添付してください。

・本紙に記載しきれない場合は、別紙に記載してください。

＊：適否欄は東京都にて記入しますので、提出時の記入は不要です。

様式－破４②

**■ 施設許可基準への対応状況（破砕業）**

自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）の保管施設　(２／２)

|  |  |
| --- | --- |
| 許可基準  （規則第62条第1号のニ関係）  〔概要〕 | 自動車破砕残さを保管するための十分な容量を有する施設であって、次に掲げる要件を満たすものを有すること。  (3)　雨水等による汚水の事業所からの流出を防止するため、屋根、覆いその他自動車破砕残さに雨水等がかからないようにするための設備を有すること。  （4)　自動車破砕残さが飛散又は流出することを防止するため、側壁その他の設備を有すること。 |
| 具体的対策 |  |
| 適否（＊） |  |

備考：・写真、図面等を添付してください。

・本紙に記載しきれない場合は、別紙に記載してください。

＊：適否欄は東京都にて記入しますので、提出時の記入は不要です。